

7. 許可申請等様式

(1) チェックリスト

- 1) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請(法人)
- 2) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請(個人)
- 3) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請(法人)
- 4) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請(個人)
- 5) 産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(法人)
- 6) 産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)
- 7) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(法人)
- 8) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)
- 9) 産業廃棄物処分業(埋立処分)許可申請(法人)
- 10) 産業廃棄物処分業(埋立処分)許可申請(個人)
- 11) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その1 (積替え保管を含む収集運搬業・処分業共通)
- 12) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その2 (積替え保管を含む収集運搬業)
- 13) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その3 (処分業)
- 14) 特定欠格に係る届出

(2) 申請様式

- 1) 事業計画等審査願
- 2) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書(第1面～第3面)
- 3) 産業廃棄物処分業許可申請書(第1面～第3面)
- 4) 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第1面～第3面)
- 5) 産業廃棄物処理業(廃止、変更)届出書
- 6) 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(第1面～第3面)
- 7) 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(第1面～第3面)
- 8) 特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(第1面～第3面)
- 9) 特別管理産業廃棄物処理業(廃止、変更)届出書
- 10) (特別管理) 産業廃棄物処理業欠格要件該当届出書

(3) 添付書類様式

- 1) 別紙収運1 (第1面) 事業計画の概要(事業の全体計画、取り扱う産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等)
- 2) 別紙収運2 (第2面) 事業計画の概要(運搬施設の概要)
- 3) 別紙収運3 (第3面) 事業計画の概要(積替え又は保管施設の概要)
- 4) 別紙収運4 (第4面) 事業計画の概要(収集運搬業務の具体的な計画)
- 5) 別紙収運5 (第5面) 事業計画の概要(環境保全措置の概要)
- 6) 別紙収運6 (第6面) 運搬車両の写真
- 7) 別紙収運7 (第7面) 運搬容器等の写真
- 8) 別紙収運8 廃棄物保管施設調書
- 9) 別紙処分1 事業計画の概要(事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類及び処分量等)
- 10) 別紙処分2 事業計画の概要(処理施設の概要(中間処理))
- 11) 別紙処分3 事業計画の概要(処理施設の概要(最終処分))
- 12) 別紙処分4 事業計画の概要(処分業務の具体的な計画)
- 13) 別紙処分5 事業計画の概要(環境保全措置の概要)
- 14) 別紙処分6 処理後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類
- 15) 別紙処分7 廃棄物保管施設調書
- 16) 別紙処分8 構造基準適合に関する調書(共通基準)
- 17) 別紙処分9 構造基準適合に関する調書(個別基準)
- 18) 別紙処分10 維持管理基準適合に関する調書(共通基準)
- 19) 別紙処分11 維持管理基準適合に関する調書(個別基準)

次ページに続く

- 20)別紙共通 1 (第 8 面) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 21)別紙共通 2 (第 9 面) 資産に関する調書
- 22)別紙共通 3 (第10面) 誓約書
- 23)別紙共通 4 土地利用に関する調書
- 24)別紙共通 5 処理施設維持管理計画書
- 25)別紙共通 6 役員等の変更に伴う新旧対照表
- 26)別紙共通 7 事務所および事業場所在地一覧
- 27)別紙共通 8 車両の貸借に関する証明書
- 28)別紙共通 9 同時申請 (届出) に関する申立書
- 29)別紙共通10 (特別管理) 産業廃棄物処理業 (更新・変更) 許可申請添付書類一部省略の申立書
- 30)別紙共通11 先行許可証の提出に係る申立書
- 31)別紙共通13 納税証明書等が添付できない理由書
- 32)産業廃棄物処分業等の許可申請における経理的基礎に関する追加資料等について
 - (様式 1 - 1) 事業計画書
 - (様式 1 - 2) 経営改善計画書
 - 事業収支計画書

必要書類作成にあたっての注意事項

●住民票の写し

- ・住民票の写しは、本籍 (外国人は国籍) 記載のあるものに限ります。
- ・個人番号 (マイナンバー) の記載がないものに限ります。
- ・先行許可証の提出により省略できる場合があります。

●精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類

- ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、この審査をするために必要と認められる書類です。

(通称名のみによる証明は不可)

医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

医師の診断書の場合は、「精神の機能の障害」の有無が判断できる診断名、患者の能力に関する意見 (意思疎通ができるか否かなど) およびその判断の根拠 (診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など) などを記載のこと。

- ・役員 (法人)、申請者 (個人)、法定代理人、政令で定める使用人等の全員分が必要です。
- ・先行許可証の提出により省略できる場合があります。
- ・成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書は、全国の法務局の本局の窓口で請求することができます。

また、郵送による請求は東京法務局のみとなっています。

●役員

役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役、またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者 (例えば、発行済株式総数の100分の 5 以上の株式を有する株主または出資額の100分の 5 以上の額に相当する出資をしている者) を含みます。

●有価証券報告書の利用

申請者は、直前の事業年度 (申請者が令第 6 条の第 2 号に掲げるものに該当するとして法第14条第 2 項の許可の更新を受けようとする者である場合にあっては直前の 2 事業年度) に係る有価証券報告書を作成しているときは、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表ならびに法人税の納付すべき額および納付済額を証する書類、定款または寄付行為および登記事項証明書にかえて、当該有価証券報告書を添付することができます。

●証明書類の有効期間

登記事項証明書などの証明書類は提出時において発行から起算して 3 か月以内のものを添付してください。ただし、申請書提出時までに変更があれば、該当する書類を添付してください。

●追加資料の提出

許可申請内容によっては、許可基準に適合しているかを判断するための、より詳細な資料を求めることがあります。

1) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請（法人）

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (許可申請 (P54～56)・変更許可申請(P60～62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
施設および施設の所有権を有を証する書類	事務所(本店含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書 (P82)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
保管施設	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- *1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- *2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- *3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- *4 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

2) 積替え保管を含む産業廃棄物収集運搬業許可申請（個人）

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (許可申請(P54～56・変更許可申請(P60～62))		案		案		案	
事業計画 の概要を 記載した 書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
事業の用 に供する 施設に関 する書類 および 施設の所 有権を有 を証する 書類	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
事務所(住所含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図	事務所(住所含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図 (P82)			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
保管施設	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書		—		—			
(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し)							
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

3) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（法人）

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（許可申請(P64～66)・変更許可申請(P70～72)）		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有を証する書類	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
	事務所(本店含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書 (P82)			*1	*1	*1	*1
保管施設	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)				*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
特別管理産業廃棄物の表示方法等を説明した書類または写真							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1) (税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- *1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- *2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- *3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- *4 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

4) 積替え保管を含む特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請（個人）

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（許可申請(P64～66）・変更許可申請(P70～72)）		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、収集運搬する産業廃棄物の種類および運搬量 (P75)					*1	*1
	運搬施設の概要 (P76、77)						
	収集運搬業務の具体的な計画 (P78)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P79)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有を証する書類	運搬車両の写真 (P80)			*1	*1	*1	*1
	運搬容器等の写真 (P81)			*1	*1	*1	*1
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	—		—	*1	*1	*1
	車両の使用権原がない場合、使用する権原があることを証する書類			*1	*1	*1	*1
	事務所(住所含む)および事業場(駐車場、保管施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	廃棄物保管施設調書 (P82)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本、公図			*1	*1	*1	*1
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (収集運搬課程の講習会の修了証の写し)							
特別管理産業廃棄物の表示方法等を説明した書類または写真							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1) (税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書		—		—			
(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))							
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書		注	—	*3	—	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	—	*3	—	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書		注	—	*3	—	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)							
事業計画に関する説明会の議事録							
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—		—			
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—		—			
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103, 104)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*4	*4
規則第9条の3第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*4	*4
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合（従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。）は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準（優良基準）に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

5) 産業廃棄物処分量(中間処理)許可申請(法人)

必要書類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願	(P53)						
産業廃棄物処分量許可申請書	(許可申請(P57～59)・変更許可申請(P60～62))	案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量(P83) 処理施設の概要(P84) 処理の具体的な計画(P86) 環境保全措置の概要(P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(本店含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図 保管施設 廃棄物保管施設調査(P89) 平面図・立面図・断面図・構造図 処理施設 施設の構造に関する調査(P90、91) 平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます) 施設の維持管理に関する調査(P92、93)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図							
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類				*1	*1	*1	*1
上記の土地の土地利用に関する調査	(P97)			*1	*1	*1	*1
施設の所有権または使用権限を有することを証する書類				*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	(P88)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類	(P94)						
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書	(P96)	*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書	(P98)			*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調査および計画書	(P32)	*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調査および結果書	(P33)	—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書	(P103、105)						
先行許可証の提出に係る申立書	(P107)						
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- *1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- *2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- *3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- *4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- *5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

6) 産業廃棄物処分量(中間処理)許可申請(個人)

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願	(P53)						
産業廃棄物処分量許可申請書	(許可申請(P57～59)・変更許可申請(P60～62))	案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量(P83) 処理施設の概要(P84) 処理の具体的な計画(P86) 環境保全措置の概要(P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(住所含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図 保管施設 廃棄物保管施設調査(P89) 平面図・立面図・断面図・構造図 処理施設 施設の構造に関する調査(P90、91) 平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます) 施設の維持管理に関する調査(P92、93)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図							
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類				*1	*1	*1	*1
上記の土地の土地利用に関する調査	(P97)			*1	*1	*1	*1
施設の所有権または使用権限を有することを証する書類				*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類	(P88)			*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類	(P94)						
資産に関する調査	(P95)						
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書		—		—			
(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))		—		—			
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
誓約書	(P96)	*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書	(P98)			*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調査および計画書	(P32)	*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調査および結果書	(P33)	—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書	(P103、105)						
先行許可証の提出に係る申立書	(P107)						
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- *1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- *2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- *3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- *4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- *5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

7) 特別管理産業廃棄物処分量(中間処理)許可申請(法人)

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)			／		／		／
特別管理産業廃棄物処分量許可申請書 (許可申請 (P67～69)・変更許可申請 (P70～72))		案		案		案	
事業計画 の概要を 記載した 書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用 に供する 施設に関 する書類 および 施設の所 有権を有 すること を証する 書類	事務所(本店含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設 廃棄物保管施設調書 (P89)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	処理施設 施設の構造に関する調書 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1	*1
	施設の維持管理に関する調書 (P92、93)			*1	*1	*1	*1
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図						
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)				*1	*1	*1	*1
特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項 (感染性廃棄物および特別管理産業廃棄物である 廃石綿等の処理を業として行う場合を除く)	分析を行う設備の概要を記した書類						
	分析を行う者が当該分析について知識および技能を有することを証する書類						
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		－	*2	－	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		－	*2	－	*2	*2	*2
定款または寄付行為		*2	*2	*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		－		－			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		－	*3	－	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		－	*3	－	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		－	*3	－	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		－	*3	－	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		－	*3	－	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		－	*3	－	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4	／	／
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4	／	／
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		－	*4	－	*4	／	／
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		－	*4	－	*4	／	／
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)		／	／				
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書		／	／	／	／	*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類		／	／	／	／	*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分量の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

－ の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

8) 特別管理産業廃棄物処分業(中間処理)許可申請(個人)

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 更 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (許可申請 (P67～69)・変更許可申請(P70～72))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P84)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類および施設の所有権を有することを証する書類	事務所(住所含む)および事業場(保管施設、処理施設設置場所を含む)付近見取り図			*1	*1	*1	*1
	保管施設 廃棄物保管施設調書 (P89)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図			*1	*1	*1	*1
	処理施設 施設の構造に関する調書 (P90、91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)			*1	*1	*1	*1
	施設の維持管理に関する調書 (P92、93)			*1	*1	*1	*1
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図						
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
処分後の産業廃棄物および特別管理産業廃棄物の処理方法を記載した書類 (P88)				*1	*1	*1	*1
特別管理産業廃棄物の性状の分析に関する事項 (感染性廃棄物および特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理を業として行う場合を除く)	分析を行う設備の概要を記した書類						
	分析を行う者が当該分析について知識および技能を有することを証する書類						
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)							
資産に関する調書 (P95)							
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書 (別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))		—		—			
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令第6条の10に規定する使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、105)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

9) 産業廃棄物処分量(埋立処分)許可申請(法人)

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願 (P53)							
産業廃棄物処分量許可申請書 (許可申請 (P57～59)・変更許可申請(P60～62))		案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83)					*1	*1
	処理施設の概要 (P85)					*1	*1
	処理の具体的な計画 (P86)					*1	*1
	環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	事務所(本店含む)および施設の付近の見取り図			*1	*1	*1	*1
	施設の構造に関する調書 (P91)			*1	*1	*1	*1
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
	残容量について確認することが出来る図面および計算書	—	—				
施設の所有権を有することを証する書類	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
	施設の維持管理に関する調書 (P93)			*1	*1	*1	*1
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図						
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
施設の所有権または使用権限を有することを証する書類	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)			*1	*1	*1	*1
	施設の所有権または使用権限を有することを証する書類			*1	*1	*1	*1
	当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類(処分課程の講習会の修了証の写し)						
	当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類 (P94)						
直前3年分の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表		—		—	*2	*2	*2
直前3年分の法人税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—	*2	*2	*2
定款または寄付行為				*2	*2	*2	*2
登記事項証明書		—		—			
誓約書 (P96)		*3	*3	*3	*3	*3	*3
役員の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主または出資の額の100分の5以上の額に相当する出資者の住民票の写しまたは登記事項証明書		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書 注		—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書 (P98)				*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)		*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)		—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書 (P103、106)							
先行許可証の提出に係る申立書 (P107)							
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分量の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

10) 産業廃棄物処分量(埋立処分)許可申請(個人)

必 要 書 類		新 審 査 願	規 本 申 請	変 審 査 願	更 本 申 請	更 審 査 願	新 本 申 請
事業計画等審査願	(P53)						
産業廃棄物処分量許可申請書	(許可申請 (P57～59)・変更許可申請(P60～62))	案		案		案	
事業計画の概要を記載した書類	事業の全体計画、処理を計画している産業廃棄物の種類および処分量 (P83) 処理施設の概要 (P85) 処理の具体的な計画 (P86) 環境保全措置の概要 (P87)					*1	*1
事業の用に供する施設に関する書類	事務所(住所含む)および施設の付近の見取り図 (P91) 施設の構造に関する調査 (P91)			*1	*1	*1	*1
施設に関する書類	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
残容量について確認することが出来る図面および計算書		—	—				
施設の所有権を有すること	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)			*1	*1	*1	*1
施設を維持管理に関する書類	施設の維持管理に関する調査 (P93)			*1	*1	*1	*1
事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本、公図							
上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有すること	を証する書類			*1	*1	*1	*1
上記の土地の土地利用に関する調査	(P97)			*1	*1	*1	*1
施設の所有権または使用権限を有することを証する書類				*1	*1	*1	*1
当該事業を行うに足る技術的能力を説明する書類 (処分課程の講習会の修了証の写し)							
当該事業の開始に要する資金の総額およびその資金の調達方法を記載した書類	(P94)						
資産に関する調査	(P95)						
直前3年分の所得税の納税証明書(その1)(税務署発行)		—		—			
直前3年の確定申告書		—		—			
(別表一(一)および第二表の写し(修正申告がある場合は、修正申告書の写し))							
住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
誓約書	(P96)	*3	*3	*3	*3	*3	*3
未成年者の場合は法定代理人の住民票の写し【法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書、その法人の役員(の)の住民票の写し】		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
政令で定める使用人がある場合はその者の住民票の写し		—	*3	—	*3	*3	*3
上記の者の登記されていないことの証明書	注	—	*3	—	*3	*3	*3
処理施設維持管理計画書	(P98)			*1	*1	*1	*1
生活環境影響調査実施計画調書および計画書	(P32)	*4	*4	*4	*4		
事業計画に関する説明会の議事録		*4	*4	*4	*4		
生活環境影響調査結果調書および結果書	(P33)	—	*4	—	*4		
生活環境影響調査結果調書に関する説明会の議事録		—	*4	—	*4		
産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書	(P103、106)						
先行許可証の提出に係る申立書	(P107)						
規則第9条の3第1号に掲げる基準に適合する旨の誓約書						*5	*5
規則第10条の4の2第2号から第4号、第7号に掲げる基準に適合することを証する書類						*5	*5
その他知事が必要と認める書類							

注 「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

- * 1 原則、内容に変更がない場合(従来から書類の提出を求めないで、かつ内容に変更がない場合を含む。)は、産業廃棄物処理業(更新・変更)許可申請添付書類一部省略の申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、審査を進める上で必要と判断した場合は、提出を求めることがあります。
- * 2 規則第9条の3または第10条の4の2に定める基準(優良基準)に適合すると認めるときは、添付を要しません。
- * 3 先行許可証の原本を提示し、その写しと先行許可証の提出に係る申立書を提出することにより添付を要しません。ただし、許可証の交付を受けた後に、役員、政令で定める使用人、株主等に変更があった場合を除きます。
- * 4 当該処分量の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の6第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、書類を省略することができます。
- * 5 優良認定を受けない場合は不要です。

— の欄の書類については、事業計画等審査願提出時には添付不要です。

11) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その1 (積替え保管を含む収集運搬業・処分業共通)

変更の内容	提出書類		確認欄
共通	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更(廃止)届 (P63、73)		
氏名および名称	届出者が法人の場合	定款または寄付行為	
		当該部分がわかる登記事項証明書	
	届出者が個人の場合	住民票の写し	
		許可証	
法定代理人	新たな法定代理人の住民票の写し (法定代理人が法人の場合、その法人の登記事項証明書、その法人の役員の住民票の写し)		
	新たな法定代理人の登記されていないことの証明書 (法定代理人が法人の場合は、その法人の役員の登記されていないことの証明書) 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
法人の役員	法人の当該部分がわかる登記事項証明書		
	新たな役員の住民票の写し		
	新たな役員の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
	(代表者が変更する場合) 許可証		
5 %以上の株主または出資者	新たな株主または出資者の住民票の写し (新たな株主または出資者が法人の場合は、その法人の登記事項証明書)		
	新たな株主または出資者の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
政令で定める使用人	新たな政令で定める使用人の住民票の写し		
	新たな政令で定める使用人の登記されていないことの証明書 注		
	新旧対照表	(P99)	
	誓約書	(P96)	
事務所および事業場 (駐車場を含む。)の 所在地	運搬施設の概要 (P76)		
	事務所および事業場所在地一覧表 (P100)		
	事務所、事業場、駐車場の所在地付近の見取図		
許可証記載の住所	届出者が法人の場合	当該部分がわかる登記事項証明書	
		住民票の写し	
	届出者が個人の場合	住所の所在地付近の見取図	
		許可証	
事業の廃止	許可証		

注：「登記されていないことの証明書」は、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」のことであり、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類です。このほか、医師の診断書、認知症に関する試験結果等も該当します。

(車両、保管施設、事業の用に供する施設の変更については、次ページ以降を確認してください。)

12) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その2 (積替え保管を含む収集運搬業)

変更の内容	提出書類	確認欄
□車両の変更 (参考: 収集運搬業 (積替え・保管含ま ない) 許可の手引 きに基づき作成し てください。) 	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届 (P63、73)	
	運搬施設の概要 (P76)	
	運搬車両の写真 (P78)	
	自動車検査証の写しまたは自動車検査証記録事項の写し	
	使用権原を有することを証明する書類 (車検証で確認できる場合を除く。) (P101)	
□保管施設の変更 	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	廃棄物保管施設調書 (P82)	
	平面図・立面図・断面図・構造図	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	
	事業計画に関する説明会の議事録	
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	
	許可証	
	その他知事が必要と認める書類	
	注 屋外保管から屋内保管とする場合および屋内保管において保管施設として用いている建物の規模の変更がなく、保管する廃棄物の品目の変更(品目の減少に伴う場合を含む。)が無い場合は、地元説明会および生活環境影響調査を省略することができます。	

13) (特別管理) 産業廃棄物処理業変更届その3 (処分業)

変更の内容	提出書類	確認欄
□保管施設の変更	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	廃棄物保管施設調書 (P89)	
	平面図・立面図・断面図・構造図	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	保管施設に関する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*1
	事業計画に関する説明会の議事録	*1
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*1
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*1
	許可証	
	その他知事が必要と認める書類	
□事業の用に供する施設の変更(中間処理業)	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	施設の構造に関する調書 (P90、91)	
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*2
	事業計画に関する説明会の議事録	*2
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*2
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*2
	許可証	
	その他知事が必要と認める書類	
□事業の用に供する施設の変更(最終処分業)	事業計画等審査願 (P53)	
	(特別管理) 産業廃棄物処理業変更届(要綱に基づく事前協議終了までの間は(案)として提出)	
	付近見取図	
	施設の構造に関する調書 (P91)	
	平面図・立面図・断面図・構造図・設計計算書(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます)	
	周囲の地形・地質および地下水の状況を明らかにする書類および図面(法第15条第1項または法15条の2の5第1項の許可を受けた施設については、省略することができます。)	
	処理施設維持管理計画書 (P98)	
	事業の用に供する建物および土地の登記簿謄本	
	上記の建物および土地の所有権を有しない場合は、使用する権原を有することを証する書類	
	上記の土地の土地利用に関する調書 (P97)	
	生活環境影響調査実施計画調書および計画書 (P32)	*2
	事業計画に関する説明会の議事録	*2
	生活環境影響調査結果調書および結果書 (P33)	*2
	生活環境影響調査結果画に関する説明会の議事録	*2
	許可証	
	その他知事が必要と認める書類	
* 1 : 屋外保管から屋内保管とする場合および屋内保管において保管施設として用いている建物の規模の変更がなく、保管する廃棄物の品目の変更(品目の減少に伴う場合を含む。)が無い場合は、地元説明会および生活環境影響調査を省略することができます。 * 2 : 当該処分業の計画と併せて法第15条第1項または第15条の2の5第1項の許可に係る地元説明会および生活環境影響調査を実施し、その許可を受けた場合、地元説明会および生活環境影響調査に係る書類を省略することができます。		

14) 特定欠格に係る届出

以下の事項を記載して提出すること	
1	氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者の氏名
2	法第14条第1項または第6項もしくは法第14条の4第1項または第6項の許可の年月日および許可番号
3	法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号トに係るものを除く。）または第14条第5項第2号ハからホまで（法第7条第5項第4号トまたは第14条第5項第2号ロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたもの（以下「当該欠格要件」という。）および該当するに至つた具体的事由
4	当該欠格要件に該当するに至つた年月日